

平成30年度 第10回 春日区地域協議会 次 第

日時：平成30年11月30日（金）午後6時30分から
会場：上越市市民プラザ 第2会議室

延 95分

1 開 会

2 議 題

（1）報告事項

①域活動支援事業（追加募集分）の採択結果について 【5分】

②会長会議の概要について 【10分】

（2）協議事項

①春日地区町内会長との情報交換会について 【10分】

②自主的審議事項について 【60分】

3 その他

（1）次回開催日の確認 【5分】

（2）その他 【5分】

4 閉 会

【春日区】地域活動支援事業 採点結果一覧表 (追加募集分 H30.10.17審査結果)

資料No. 1

地域活動資金の配分枠:
1,442,000円 ①

順位	事業番号	事業名	提案団体名	事業概要	総事業費 ②	補助希望額 ③	評価結果								優先 支出 項目	希望額	採用額	左の 小計 ④	減額後の 補助額⑤ (④の端数調整)	採択結果	
							優先採択方針	共通審査基準						計							上位との 点差
								公益性	必要性	実現性	参加性	発展性	計								
1	春-追4	小学生の金管楽器演奏による地域の絆づくり支援事業	上越市立春日小学校後援会	金管楽器を活用した音楽交流活動を通じて児童の健全育成とまちづくりを推進するために、活動に必要な金管楽器を揃える。	888,408	888,000	○: 17人	平均点	3.8	3.4	3.8	3.2	3.6	17.8	-	①	451,008	451,008	540,008	540,000	減額して採択
							×: 1人	(最高点)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)			②	291,600	89,000			
							(最低点)	(2)	(2)	(3)	(1)	(2)		③		145,800	0				
2	春-追2	岩木環境整備事業	岩木長寿会	地域内の環境美化を図るため、道路沿いのポイ捨てなどによるごみ拾いを行うとともに、安全な作業ができるようにベストや日よけテントを揃える。	155,628	155,000	○: 18人	平均点	3.6	3.2	3.4	3.3	3.4	16.9	-	①	97,200	97,200	97,200	97,000	減額して採択
							×: 0人	(最高点)	(5)	(4)	(5)	(5)	(4)			②	44,712	0			
							(最低点)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		③		13,716	0				
	春-追6	高志地区・安全・安心見守りパトロール事業	高志小学校後援会	高志小学校区の子供たちの安全安心を確保するために、防犯パトロールや立哨を行うとともに、活動に必要な防犯ベスト、帽子等を揃える。	609,964	609,000	○: 18人	平均点	3.8	3.4	3.2	3.1	3.4	16.9	▲ 0.9	①	97,200	97,200	196,140	196,000	減額して採択
							×: 0人	(最高点)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)			②	5,940	5,940			
							(最低点)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)		③		320,000	0				
													④	93,000	93,000						
														⑤	4,400	0					
														⑥	89,424	0					
4	春-追7	春日青年会活性化事業	春日青年会	春日町内会を中心とした祭りの伝承により、郷土愛を育むため、秋祭り、御年越しの実施や、祭りに関する講習会や講演会を開催するとともに、必要な半纏を揃える。	370,000	370,000	○: 16人	平均点	3.2	3.3	3.4	2.8	3.4	16.1	▲ 0.8	①	363,960	181,980	186,300	186,000	減額して採択
							×: 2人	(最高点)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)			②	8,640	4,320			
							(最低点)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		調整金		-2,600					
5	春-追1	春日山城跡監物堀(総構部分)の遊歩道活用(散策会・案内看板設置)事業	春日山城跡保存整備促進協議会	春日山城跡監物堀(総構部分)を含めた春日山城跡全体を学ぶ機会を創出するために、総構を説明する看板を設置し、遊歩道を活用した散策会を実施する。	560,400	518,000	○: 17人	平均点	3.6	3.0	3.5	2.6	3.2	15.9	▲ 0.2	①	518,400	200,000	200,000	200,000	減額して採択 (内定通知後辞退)
							×: 1人	(最高点)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)			自己負担	(42,000)	(42,000)			
							(最低点)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)									
	春-追3	子どもや高齢者の見守り支援活動事業	木田町内会	子供や高齢者の安全安心を確保するために、町内会が見守りパトロール活動を行うとともに、注意喚起看板を設置する。また、活動に必要な安全ベストを揃える。	274,320	274,000	○: 17人	平均点	3.5	3.3	3.0	2.8	3.3	15.9	-	①	96,120	48,060	108,540	108,000	減額して採択
							×: 1人	(最高点)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)			②	60,480	60,480			
							(最低点)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)		③		117,720	0				
7	春-追5	春日野デュークス幼年野球活動事業	春日野デュークス	幼年野球を通じて地域の活性化に資することを目的として、各種大会や練習試合に参加するとともに、必要な野球用具を揃える。	227,440	227,000	○: 15人	平均点	3.1	2.9	3.2	2.5	3.0	14.7	▲ 1.2	①	37,044	37,044	115,337	115,000	減額して採択
							×: 3人	(最高点)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)			②	48,232	48,232			
							(最低点)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		③		17,236	17,236				
																④	12,825	12,825			
																⑤	41,212	0			
																⑥	51,451	0			
																⑦	19,440	0			
合計					3,086,160	3,041,000									3,086,160	1,485,525	1,443,525	1,442,000			

地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等 (抄)

1 取組の経過を踏まえた具体的な見直し方法等

(1) 基本的な考え方

- ①各区の様々な検証結果については、地域自治区制度を設けていることを踏まえ、**市が直接的に一定の基準に整理(収れん)することは行わない。**

(2) 見直しの手法

- ①今後、各地域協議会は、新年度の事業執行に向けて地域活動支援事業の具体の(見直し)検討に入ることから、**検討の円滑化や実効性の高まりを期待するため、各区の様々な検証結果・意見に対して課題解決の考え方(例示)や市としての見解を情報提供する。**
- ②地域協議会で検討した最終結果は、地域協議会間の認識を共有し、継続的な見直しに向けた基礎資料とするため、**あらためて市が情報を集約し、各地域協議会にフィードバックする。**

2 地域活動支援事業の目的・効果に照らした各区見直しの検証結果に係る市の案・見解

- ・別添「地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解 一覧」参照

- ※ この項目中、「案」と表記の事項は、課題の解決に向けた考え方の一例を示すものであり、各地域協議会が検討する上で結果を拘束するものではありません。
- ※ 各地域協議会による検討の結果、区によっては、提案内容の一部変更や別の方法により対応すること等も想定されるものです。

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解 一覧

項目	検証対象	市からの提案・見解	課題の概要(市から提案・見解があった項目のみ記載)	ページ
1 制度全般				
(1) 事務局の役割	○			
(3) 市類似補助事業との関係	○	○	・本事業の活用を優先することで、既存の市類似補助事業の活用が進まない。 ・市の類似事業に該当する案件の採択の可否が各区によって異なることに対して不公平感があるため、市の統一した方針が必要。	1
2 採択方針				
(1) 採択方針の精査	○	○	・各所管区域(全区)でおよそ全ての内容を網羅しており、地域課題に焦点を合わせていない。	2
3 補助対象				
(1) 対象事業				
① 市で行う事業関係	○	○	・取扱いが区ごとに異なるため、目的に沿うよう全市統一で対象外とする最低限の基準を定めるべき。 ・住民が要望している案件で行政対応が進まない事案の対応について、本事業で対応できるようにしてほしい。	3
② ハード整備事業関係	○	○	(3-(2)-②)に合わせて記載)	
(2) 対象経費				
① 人件費・経常的経費の取扱い	○			
② 備品購入の取扱い	○	○	・ソフト事業をとってつけたようなハード整備事業が見受けられる。 ・ハード整備に係る最低限の制限を市内統一で設定することも場合によっては必要。	4
4 周知・募集				
(1) 時期の設定				
② 募集等に係る共通設定	○			
(2) 方法	○	○	・地域や組織が年々高齢化しているなどの理由から、提案書等の書類作成に難色を示し、提案自体を行ってもらえない。 ・団体の固定化と内容の変わらない事業提案が多いことから、新規の団体・事業の提案を促すため、事例集などを広く公表して地域活動支援をPRする。	5
(3) 追加募集	○	○	・複数回にわたる追加募集は、地域協議会の負担が大きい。 ・提案数が少なく、費用対効果も低いため、事業周知の徹底を前提に、追加募集を全区統一して1回に限定すべきである。	6
5 審査・採択				
(1) 審査方法				
① 審査態勢の共通化	○			
② 地域協議会内での認識共有	○			
③ 提案団体・地域と委員の関係性	○	○	・委員の中に提案団体の関係者がいる場合の取り扱いを市の方針として示してほしい。 ・委員も住民であるため、厳しく審査に臨むことができない。	7
(2) 採択方法				
① 提案団体の自立化に向けた取組	○	○	・同一団体の同一事業に係る提案、採択が毎回行われているため、自主財源の確保や補助率の段階的見直し、終期の設定など、自立を促す取組を全市統一で行う必要がある。	8
② 採択に係る考え方の共通化	○			
(3) 複数区提案	○			
(4) 採択事業の内容変更	○			
6 評価				
(1) 個別案件の事後評価	○	○	・ハード事業は定量的な評価が難しいため、利用者数など整備後の活用状況で評価を行う。 ・事業実施から数年経過した案件を対象に、活用状況や不適切な事案があった場合の対処法を検討する必要がある。	9
7 その他				
(1) 本事業に係る環境整備	○			

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解
(春日区)

区分	概要等	
テーマ	1-(3)-① 市類似補助事業との関係	
課題意識 の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の活用を優先することで、既存の市類似補助事業の活用が進まない。 ・市の類似事業に該当する案件の採択の可否が各区によって異なることに対して不公平感があるため、市の統一した方針が必要。 	
春日区の 回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・市の補助制度を優先するよう全市で統一した制度とするべきである。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・市の補助金は、地域活動支援事業より補助率や補助金額が低い（満額支給されない）との理由により、地域活動支援事業に流れる傾向があるが、補助対象事業の制限（既存事業を優先させる仕組、制度）をはっきりと示す必要がある。 ・市の担当課が所管する補助金制度を最優先すべきであり、補助金の増額や補助要件の緩和を提案すべき。



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりの取り扱いとする。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の類似補助事業を優先する制度とした場合、地域活動支援事業より募集が遅い補助事業では、事業着手の時期が遅れ、課題解消や活力向上の効果が遅れる恐れがある。 ・市類似補助事業の概要一覧等を自治・地域振興課で作成し、地域協議会に配布する。

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解
(春日区)

区分	概要等	
テーマ	2-(1) 採択方針の精査	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> 各所管区域（全区）でおおよそ全ての内容を網羅しており、地域課題に焦点を合わせていない。 	
春日区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決=採択方針を強固なものにするならば、採択方針はより狭義にして焦点を絞るべきと考える。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題は各区の採択方針に反映されており、それに基づき評価・採点されていることから、一概に課題に焦点を合わせていないとは言えないが、必要に応じて、各区の裁量の中で方針を絞ることがあってもよいと考える。 反面、あまり方針を絞りすぎると、提案が出てこないことも懸念される。



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおりの取り扱いとするが、下記の案を提案する。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> 採択方針に地域で明らかに課題となっている事項（共通採択事項）を分かりやすく表現 補助金の効果を広く地域に波及させるため、事業主体の構成員（スポーツクラブ等）に補助事業の成果が限られる事業を原則対象外とする。 補助金の効果を直接地域に波及させるため、自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業を対象外とする。 (購入した備品を他団体に貸し出すことにより、活動を行う事業など。)

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解
(春日区)

区分	概要等	
テーマ	3-(1)-① 市で行う事業関係	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱いが区ごとに異なるため、目的に沿うよう全市統一で対象外とする最低限の基準を定めるべき。 ・住民が要望している案件で行政対応が進まない事案の対応について、本事業で対応できるようにしてほしい。 	
春日区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「市で行う事業」を対象外とする考え方については、現在、「対象とする事業」を広くとらえ、各区で異なった解釈により支援している実情を踏まえ、全市で統一した運用が必要であると考えます。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業は、「地域の課題解決や活力向上のため、住民が自発的、主体的に行う事業」とされている。 ・地域活動支援事業費は、地域の活動をする団体に対して、活動の資金として支援するものであるから、申請団体=活動者ということになる。 ・それらを踏まえて、「市が行う事業=対象外」と「対象」を個別具体的に明らかにする必要がある。



市の回答	提案 見解	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のとおり取り扱いを共通化するが、その他については、各地域協議会で判断・決定する。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「市で行う事業」は、地域活動支援事業の Q&A に具体例を記載し、各区の取扱いの共通化を図る。 <p>【記載する具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象となる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・部活動として使用することが主の資機材の整備、活動経費 ○対象とならない事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係において、授業の一環として使用することが主の資機材の整備、活動経費

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解
(春日区)

区分	概要等	
テーマ	3-(1)-② ハード整備事業・備品購入事業関係 3-(2)-②	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト事業をとってつけたようなハード整備事業が見受けられる。 ・ハード整備に係る最低限の制限を市内統一で設定することも場合によっては必要。 	
春日区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方は、3-(1)-①「市で行う事業関係」と同じ
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動のユニフォームは、受益者がそのスポーツをする人に限定される。また、受益者が児童・生徒の場合、団体の本来の活動趣旨は技術や技能の向上と青少年の健全育成であり、受益者が大人の場合は受益者同士の親睦や融和など考えられるが、それが地域活性化に結びついているかどうかを冷静に判断する必要があると考える。 ・祭りの備品購入（法被、太鼓、餅つき機など）については、制度上は区全体の活性化に資するべきであることから、少なくとも単独町内会からの申請は再考すべきと考える。



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりの取り扱いとするが、下記の案を提案する。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各区で基準を明確にし、ハード事業（工事費や備品購入費）に係る事業費上限割合性※を導入する。 ※補助総額のうち、ハード事業に相当する経費は1/2までを上限とする。 <p>(例) ソフト事業 1,000 千円、ハード事業 2,000 千円の場合</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;"> 総事業費 3,000 千円 </p> <p style="text-align: center;"> 補助対象 2,000 千円 自己負担 1,000 千円 </p> <p style="text-align: center;"> ソフト事業 1,000 千円 ハード事業 2,000 千円 </p> </div>

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解
(春日区)

区分	概要等	
テーマ	4-(2) (周知・募集の) 方法	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や組織が年々高齢化しているなどの理由から、提案書等の書類作成に難色を示し、提案自体を行ってもらえない。 ・団体の固定化と内容の変わらない事業提案が多いことから、新規の団体・事業の提案を促すため、事例集などを広く公表して地域活動支援をPRする。 	
春日区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業費の消化に走らず、地域でできることをできる範囲で行えるような制度設計を優先すべきであるべきと考える。 ・提案者の利便性を図り、より多くの提案を促すため、提案書の提出に限り電子メールによる提出を可能とするべきであると考え。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同様に地域活動支援事業を広く市民に周知することは大切だと思うが、地域活動支援事業費の消化ばかりを重視すると、各地域の自治の力以上に事業の実施を求めることになり、結果として地域の負担が増えるのは好ましくないと考える。



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりの取り扱いとするが、<u>今後、市で見直し</u>を行う。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しを求める意見として、下記が挙げられており、市で研究・協議を重ね、見直しを行う。 <p>[周知手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体の固定化等の解消のため、更なる工夫 <p>[様式等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体による事務の負担軽減や利便性向上

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解
(春日区)

区分	概要等	
テーマ	4-(3) 追加募集	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・複数回にわたる追加募集は、地域協議会の負担が大きい。 ・提案数が少なく、費用対効果も低いため、事業周知の徹底を前提に、追加募集を全区統一して1回に限定すべきである。 	
春日区 の 回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は追加募集を行わない。ただし、配分額の執行率が一定を下回った場合は、1回のみ追加募集ができることを全市の制度としたうえで、追加募集をするかしないか、一定の執行率をどこに設定するかを各区で決定することによいと考える。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・与えられた予算を有効に使いたいという地域の考え方は理解できる。 ・一方で税金の無駄遣いという考えもある中、追加募集の審査にあたっては、1次募集と同じ過程を経て公平を期すこと、また予算消化に走らず事業の趣旨に沿った厳しい審査をすることが求められる。 ・そのうえで、各区で協議会の負担や自主審議の時間を含め判断することによいのではないかと考える。



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> ・各区で検討のうえ、追加募集を廃止する。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の一定の浸透が図れていることを踏まえ、追加募集を継続する制度的な意義が低下していると考えている。 ・地域の実情を踏まえた上で、各地域協議会が検討・決定する必要があるが、追加募集の実施可否については、いずれの結果においても、その理由を明らかにする必要がある。 ・実施の必要性が低下している場合は廃止することもある。

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解
(春日区)

区分	概要等	
テーマ	5-(1)-③ 提案団体・地域と委員の関係性	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の中に提案団体の関係者がいる場合の取り扱いを市の方針として示してほしい。 ・委員も住民であるため、厳しく審査に臨むことができない。 	
春日区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員の主観や私情が反映されない審査制度に見直すとともに、委員が関わる事業の審査・採択については、全市的に一定の制限を設定することが必要と考える。 ・但し、地域によっては1人が複数の役職を担っている実態がある。また、地区全体を対象とした事業の場合は、全員が関係者となるため、どこまで制限するか検討する必要がある。(例:任意団体=構成員、地縁団体=役員)
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・春日区では、提案のあった全ての事業について、審査・採点を行う。ただし、委員が提案代表者である場合は、事業を擁護する発言を自粛し、プレゼンテーションについても同様に自粛している。



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりの取り扱いとするが、下記の案を提案する。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・審査には公平性や納得性が伴う必要があるが、関係者が審査に加わることは、適正な運営に対する疑念や不信に繋がりがねない。 ・しかし、提案団体の構成員を兼ねる委員を全て除外すると、提案団体に地域協議会委員が加入できなくなり、地域活動の制約につながる懸念がある。 ・具体的な対応として、提案団体の「代表者」に限り、事業の審査に加わらないことも考えられる。

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解
(春日区)

区分	概要等	
テーマ	5-(2)-① 提案団体の自立に向けた取組	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・同一団体の同一事業に係る提案、採択が毎回行われているため、自主財源の確保や補助率の段階的見直し、終期の設定など、自立を促す取組を全市統一で行う必要がある。 	
春日区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、団体の自立が目的のため、全市の制度として補助期間の設定（例:5年）は必要と考える。 ・ただし、補助期間中の補助率の詳細な設定は各区の実情を踏まえ地域協議会で決定するのがよいと考える。(例:3年目まで全額、4年から5年1/2) ・また、<u>事業の自立だけが目的ではなく、地域の人と心を育てるものでもあることから、「継続性」についても考慮すべきである。</u>(下線は、追記することに決した部分)
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・人口が多く財源的も人材的にも余裕があるが地域の結束力に欠ける地域、人口が少なく財源的も人材的にも余裕はないが地域の結束力がある地域など、地域の実情は様々なため、一律に自立を促すのは難しい。



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりの取り扱いとするが、下記の案を提案する。 											
	内容	<p>○下記のとおり、補助率の上限を設定する。</p> <p>①地域課題の解消を急ぐ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-(1)の例示では、「地域自治を担う人材の養成・確保」、「日常生活に関する課題に関し、住民で支えあって解決する事業」の2項目を設定する。 <p>②一般的な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①に該当しない事業 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1～2年目</th> <th style="text-align: center;">3～4年目</th> <th style="text-align: center;">5年目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">9/10以下</td> <td style="text-align: center;">8/10以下</td> <td style="text-align: center;">7/10以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2/3以下</td> <td style="text-align: center;">1/2以下</td> </tr> </tbody> </table>		1～2年目	3～4年目	5年目以降	①	9/10以下	8/10以下	7/10以下	②	2/3以下	
	1～2年目	3～4年目	5年目以降										
①	9/10以下	8/10以下	7/10以下										
②	2/3以下		1/2以下										

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解
(春日区)

区分	概要等	
テーマ	6-(1) 個別案件の事後評価	
課題意識 の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード事業は定量的な評価が難しいため、利用者数など整備後の活用状況で評価を行う。 ・事業実施から数年経過した案件を対象に、活用状況や不適切な事案があった場合の対処法を検討する必要がある。 	
春日区 の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業はあくまでも単年度で完結するものであるから、各区において実績報告書やそれを基にした委員の現地視察などの現年度分の評価で足りると考える。また、それを実施することについての可否についても、各区で判断することによいと考えている。 ・但し、備品購入時は耐用年数分の評価が必要となるため、全市で活用状況などを報告させ、評価する必要がある。また、<u>事業の評価方法が曖昧で不適切な事業への対処方法も</u> <u>しっかり検討すべき</u>である。(下線は、追記することに決した部分)
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価した内容を、どのように今後の支援事業の採択に反映させるか。次回の審査から外す、同様の事業は採択しないなど、様々な方法が考えられるが、地域の活動(ソフト事業)の成果を適切に判断し、事業の評価に結び付けるのは難しいと考える。



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> ・工事や施設整備は、現行どおりの取り扱いとするが、<u>備品の取り扱いは、今後、市で検討する。</u>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の本旨に基づき、提案事業を支援した成果について、住民の視点や感覚により、地域課題の解消や活性化にどの程度貢献したかを把握する観点で臨むことが望ましいと考える。 ・このため、区の実情に応じて対応することが適切と考える。 ・また、実施に当たっては、提案団体の実務負担上の配慮も必要と考える。

【写】

平成 31 年度地域活動支援事業案の概要

※予算額 1 億 8,000 万円や区への配分額の積算方法など、市が定める制度的な事項や運用上整理している事項については、今回、別紙資料「地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等」で新たな見解を示した内容及び様式内容の見直し等軽微な内容を除き、平成 30 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、平成 31 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

1 趣旨 (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査体制 2 各区への配分額 (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い 3 今後の主なスケジュール 4 事業の概要	(1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定 5 事業の実施手順等 (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
--	--

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割1億2,600万円(450万円×28区)＋人口割5,400万円

均等割7：人口割3

※各区の配分額については2月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2月下旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3月～	新年度の募集に向けた相談の受付(たより・説明会・個別相談)
4月1日～	事業の募集開始(募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
 - ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。
ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・会議の時のお茶代・菓子代
 - ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
 - ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要であり、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

平成 30 年度
春日地区町内会長と春日区地域協議会委員との情報交換会
実施計画（案）

1 目 的

- (1) 春日区の現状や課題について春日地区町内会長との情報交換を実施し、地域課題等を継続的に共有することで、今後、地域活動支援事業の採択方針等に役立てる。
- (2) 地域協議会が、3 分科会にて検討を進めている自主的審議の検討状況を町内会長に中間報告するとともに、これに対する意見・要望などを引き出し、地域課題の解決に結びつける。

2 開催日時及び会場

- ・ 開催日：平成 30 年 12 月 11 日（火）
- ・ 時 間：午後 6 時 30 分から午後 8 時（90 分間）
- ・ 会 場：上越市市民プラザ 第 1 会議室

3 出席者

- ・ 春日区地域協議会委員 20 名
- ・ 春日地区内の町内会長 21 名
- ・ 事務局 3 名 …計 44 名

4 内 容

【進行：事務局】

(1) 開会 [10 分]

- ・ 春日区地域協議会長 あいさつ
- ・ 春日地区町内会長協議会長 あいさつ

(2) 情報交換会 [75 分]

- ① 地域協議会委員による自主的審議の審議状況の中間報告（3 分科会×10 分）
- ② 全体での情報交換（45 分）

(3) 閉会 [5 分]

- ・ 春日区地域協議会副会長 あいさつ

